

【質疑に対する回答】

知と交流の拠点施設整備事業発注者支援業務委託

令和8年7月8日

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領P3 IV 1	「審査委員会」の各委員の所属・役職をご教示いただけますでしょうか。 また、外部の有識者の所属・役職・専門分野をご教示いただけますでしょうか。	本プロポーザルにおける審査委員会の審査委員の構成については、非公表となります。
2	実施要領 P4 4. 参加資格要件（1）	再委託した業務も実績対象としてよろしいでしょうか。	対象業務の受託者として完了した業務が実績対象となります。
3	実施要領 P4 4. 参加資格要件（1）	国又は地方公共団体等が発注する工事には、独立行政法人、地方独立行政法人、公立学校共済組合、済生会恩賜財団、赤十字社が該当すると考えてよろしいでしょうか。	実施要領P4 4.（1）①～③（公共工事、国立大学法人及び公立大学法人が発注する工事、公立図書館又は私立図書館に関する工事）に該当するものが対象業務になります。 ＜国又は地方公共団体等が発注する工事＞ ① 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事 ② 「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事 ③ 「図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に定める地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）」に関する工事
4	実施要領 P4 4. 参加資格要件（1）	地方公共団体が指定管理者制度を利用して運営する病院を建設する病院プロジェクトのCM業務を、指定管理者から委託を受けCM業務を行った実績は計上可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。 ただし、指定管理者から委託を受けたCM業務が地方公共団体の施設を建設するCM業務であると判断できる資料を添付してください。
5	実施要領P.5,6 IV募集要領 6.業務実施上の条件 （2）配置技術者の資格及び実績要件	一契約で、別々の敷地で複数施設のDB発注を実施した場合、それぞれ個別の案件として扱ってよろしいでしょうか。	一契約で一つの案件として扱います。

番号	項目	質問内容	回答
6	実施要領P.5,6 Ⅳ募集要領 6.業務実施上の条件 (2) 配置技術者の資格及び実績要件 ア管理技術者	『設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）の同種業務を行った実績があること。』とありますが、「設計・施工一括発注」のCM業務の実施が必要でしょうか。もしくは、設計施工分離発注における「設計者選定」、「施工者選定」の個別の実績でも認められるでしょうか。	「設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務」とは、設計施工一括発注のCM業務であり、設計者と施工者の発注・選定・契約段階の業務を指しています。 そのため、例えば、設計者のみ、施工者のみの実績しかない場合は、管理技術者の要件を満たしませんが、設計者と施工者の発注・選定・契約のいずれかの段階の業務実績がある場合は、要件を満たします。
7	実施要領P.5,6 Ⅳ募集要領 6.業務実施上の条件 (2) 配置技術者の資格及び実績要件 イ建築（総合） ～キ工事施工計画	『設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）の同種業務又は類似業務を行った実績があること。』とありますが、「設計・施工一括発注」のCM業務の実施が必要でしょうか。もしくは、設計施工分離発注における「設計者選定」、「施工者選定」の個別の実績でも認められるでしょうか。	「設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）のCM業務」とは、設計施工一括発注のCM業務であり、設計者と施工者の発注・選定・契約段階の業務を指しています。 そのため、例えば、設計者のみ、施工者のみの実績しかない場合は、配置技術者の要件を満たしませんが、設計者と施工者の発注・選定・契約のいずれかの段階の業務実績がある場合は、要件を満たします。
8	実施要領P.5,6 Ⅳ募集要領 6.業務実施上の条件 (2) 配置技術者の資格及び実績要件 ア管理技術者 ～キ工事施工計画	「設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）の同種業務又は類似業務を行った実績があること。」の『要求水準書の作成』とは、他発注におけるCM業務委託仕様書の『発注仕様書』や『DB業者選定業務』、『発注図書の作成』、『与件書』、『設計施工者選定事務の支援』など名称が様々です。実績として認められると理解してよろしいでしょうか。	仕様書 5.（3）①に示すような設計施工者に求める業務水準を示した要求水準書を作成したと判断できるものは実績として認めます。 なお、設計・施工者の発注・選定・契約段階における要求水準書の作成が含まれることが判断できる資料を添付してください。
9	実施要領P.8,9 Ⅴ.応募手続き 4.提出書類の記入 上の留意事項	「参加表明書（様式1）」「業務提案書（様式7）」ともに2部提出かつ代表者印の押印が必要と理解しておりますが、2部とも押印原本との理解でよろしいでしょうか。 1部を押印原本、他方の1部は白黒コピーでよろしいでしょうか。	2部とも押印原本としてください。
10	実施要領P10 Ⅴ 5	プレゼンテーション及びヒアリングの日程が決定している場合は、ご教示いただけますでしょうか。 もし未決定の場合は、いつ頃に決定するかご教示いただけますでしょうか。	令和8年7月17日（金）に参加資格確認結果の通知とともに資格適合者にはプレゼンテーション参加要請書を発送します。この要請書によりプレゼンテーション及びヒアリングの日程を案内します。
11	実施要領P10 Ⅴ 5（2）ア	参加者が本業務を遂行するにあたり必要と考えて追加で配置する業務担当者は、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席は可能でしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、4名以内のうち2名は本業務を担当する管理技術者、建築（総合）を必須としますが、残り2名は追加で配置する業務担当者で構いません。

番号	項目	質問内容	回答
12	実施要領P10 V 5 (2) イ	プレゼンテーション時における席配置（プロジェクター、スクリーンの位置等も含めて）は、プレゼンテーション参加要請書と合わせてご教示いただくことは可能でしょうか。	令和8年7月17日（金）に参加資格確認結果の通知とともに資格適合者にはプレゼンテーション参加要請書を発送します。この要請書により会場内の想定レイアウトをお知らせします。
13	実施要領P.11 VI契約・その他 2.提出書類の取り扱いについて	採択後の提案書の取扱いについて、貴市情報公開条例第7条第2項第3号（法人情報）の趣旨に鑑み、弊社のノウハウ・技術提案等に係る部分について、実施要領に基づく公開および情報公開請求への対応のいずれの場面においても、マスキング（部分開示）または非開示として取り扱う範囲を、事前にご協議させていただくことは可能でしょうか。	実施要領に基づく公開および情報公開請求のいずれの場合についても、四日市市情報公開条例に基づき、「当該法人等又は当該個人の事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」等の不開示情報に該当するものを除き、開示となります。
14	様式5～様式6-7共通	担当業務の記入について、本プロポーザルの参加要件になる対象業務は、「設計・施工者の発注・選定・契約段階」ですが、参加要件に関わらず契約した対象業務を記載したらよろしいでしょうか。	設計・施工者の発注・選定・契約段階（要求水準書の作成が含まれるものに限る）を含む同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行うため、評価対象となる業務の実績を記載してください。
15	様式5～様式6-7共通	「業務発注年月」「業務完了年月」の記入について、参加要件の対象業務である「設計・施工者の発注・選定・契約段階」の期間の記入でよろしいでしょうか。 もしくは、契約期間の記入でよろしいでしょうか。	「設計・施工者の発注・選定・契約段階」が完了した期間の記入も可としますが、業務自体の受託が平成28年4月1日以降であるものに限ります。また、「設計・施工者の発注・選定・契約段階」が完了したことが判断できる資料も添付してください。
16	様式集 様式5 及び 様式6 備考欄	『6. 記載した業務については契約書（鑑）の写し、業務の内容がわかる仕様書等及び施設の概要が同種業務又は 類似業務に該当することが正確に確認できる資料等の参考資料を提出してください。』とありますが、守秘義務上、開示できない部分を黒塗加工し提出することでよろしいでしょうか。	参考資料について、開示できない内容がある場合、一部非開示とすることは問題ありません。
17	仕様書 5業務内容 (1)	本業務において実施する整備手法比較検討の結果、設計施工一括発注方式以外の整備手法が優位と判断された場合には、その結果を踏まえて整備手法を見直す可能性があると考えてよいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
18	仕様書 5業務内容 (1)	設計施工一括発注方式について、事業者の組成としては、施工者1社、施工者JV、設計・施工者JVなどが含まれると考えてよいのか。	ご認識のとおりで問題ありません。

番号	項目	質問内容	回答
19	仕様書 5業務内容 (3)	本業務で作成する要求水準書については、基本設計成果を基礎としながらも、設計施工者による技術提案を促すための性能発注的な資料として整理することを想定していると考えてよいでしょうか。	本業務で性能発注になる部分と仕様発注となる部分の整理を行い、要求水準書（案）を作成するものと考えています。
20	仕様書 5業務内容 (2)	カフェ機能の市場調査により、設計への条件などが生じる場合には、市で対応の判断をされると考えてよろしいか。	現在進行中の基本設計への条件に係る内容は本市で対応します。その上で、要求水準書に係る条件変更等が生じた場合は、受託者で対応してください。
21	仕様書 5業務内容 (3) ⑦	基本設計者の対応に要求性能の設定、工事区分、諸室諸元は含まれると考えてよいか。	基本設計者が作成する資料を基に、要求性能の設定に関すること、諸室諸元表作成に関すること、設計施工一括発注方式の事業範囲・工事区分の設定に関すること、基本設計者が算出する概算工事費に関することについて、受託者が要求水準書（案）を作成すること。
22	—	CM業務の契約書案があればご提示ください。業務計画及び参考見積作成のため開示を依頼いたします。	CM業務の契約書案は、本市の契約書（雛形）及び提案者の提案内容を加味した本業務委託仕様書となりますので、現時点での契約書案としては契約書（雛形）及び本業務仕様書をご参照下さい。 <契約書（雛形）> https://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/wp2/wp-content/uploads/2025/02/b-guidelines_3-1.pdf
23	—	基本設計業務の契約書案があれば開示願います。原本の写しではなく、契約書案の文面を開示願います。要求水準書作成業務の「基本設計者との調整」業務の計画のため開示を依頼する次第です。	基本設計業務の契約書案は、本市の契約書（雛形）並びに基本設計受託者の提案内容を加味した基本設計に係るプロポーザル時の特記仕様書及び共通仕様書となります。基本設計受託者の提案内容は本プロポーザル期間中の閲覧はしていないため、契約書案として契約書（雛形）並びに基本設計に係るプロポーザル時の特記仕様書及び共通仕様書をご参照下さい。 <契約書（雛形）> 「番号23関連資料」として掲載しましたので、ご覧ください。 <基本設計に係るプロポーザル時の特記仕様書> https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1768365933756/simple/tokkisiyousyo.pdf <基本設計に係るプロポーザル時の共通仕様書> https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1768365933756/simple/kyoutuusiyouyousyo.pdf

番号	項目	質問内容	回答
24	—	本業務は、先行する知と交流の拠点施設整備基本設計業務との十分な連携が重要であると考えています。基本設計受託者が提案時に提示したコンセプトや施設計画の考え方等について、本業務受託後に共有いただくことは可能でしょうか。また、受託後ではなく本プロポーザル期間中に閲覧可能な資料があればご教示ください。	本業務受託後の基本設計受託者がプロポーザル時に提示した資料の共有等については、業務実施上の必要性を鑑み、提供可否を判断します。 なお、基本設計受託者がプロポーザル時に提示した資料について、本プロポーザル期間中の閲覧等は不可となります。